

畜犬管理システムに係る共通化推進方針

令和 8 年 6 月 8 日決定

厚生労働省・環境省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「畜犬管理システム」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名

畜犬管理システム

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）に基づき、犬の所有者はその犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならないが、市町村長は申請があつたときは原簿に登録することとなっている。また、犬に対して毎年一回の予防注射が義務づけられており、法令上特段の定めはないもののその情報は原簿に記載して管理されていることが一般的である。

犬の所在地に変更があつた際には、所有者は犬の新所在地を管轄する市町村長に届け出ることとされており、届出を受けた場合には、旧所在地を管轄する市町村長にその犬の新所在地を通知し、旧所在地を管轄する市町村長はその犬の原簿を送付することとされている。

この原簿を管理する方法については法令上特段の定めはなく、各市町村においてシステム、エクセルファイル、紙など様々である。なお、ここでは原簿を管理するシステムについて、便宜上、「畜犬管理システム」と呼ぶこととする。

新所在地の市町村長に原簿を送付する際、多くの市町村では原簿を印刷し、郵送しており、この作業は市町村にとって負担となっている。

また、後述の特例制度の参加にかかわらず、予防接種の記録を犬が転出入をした市町村間で共有をしている実態がある。

他方、マイクロチップを装着している犬の所有者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「動物愛護管理法」

という。)に基づき、逸走した動物の早期返還等を目的として環境大臣への登録の義務が課されている。この犬の情報については、環境大臣が指定する法人が「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」(以下「マイクロチップ情報登録システム」という。)により管理している。

マイクロチップを装着している犬の所有者が動物愛護管理法に基づく「狂犬病予防法の特例制度」に参加する市町村を犬の所在地として登録した場合、同システムから当該市町村に狂犬病予防法に基づく犬の登録申請に必要な情報が通知され、同通知が登録の申請とみなされる。

所在地変更においても同様に、マイクロチップ情報登録システムより情報が通知され、狂犬病予防法に基づく犬の変更届とみなされる。

(イ) システムの導入状況

令和6年度における市町村へのアンケート調査の結果、市町村における原簿の管理方法としては、パッケージソフトが最も多く約60%を占め、Excel・Accessによる管理が合わせて約30%、紙のまま管理が3%程度であった。(2025年1月21日時点。1,273自治体が回答。)

また、パッケージソフトを利用している場合であっても、市町村毎に様々なシステムを導入していた。

イ. 共通化後の姿(共通化パターン等)

地方分権改革提案において、

- ・犬の転出処理を行う場合、紙で出力し、決裁、封入、郵送の作業を行っており負担となっていること(令和6年)
- ・予防注射履歴の管理のための原簿の請求が必要となり負担となっていること(令和7年)

が課題として挙げられていることを踏まえると、BPRを念頭に置き、それぞれの市町村がシステムを構築するよりも共通化の方が国と地方を通じたトータルコストを最小化できると考えられた。

なお、その際、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会からの依頼事項において、マイクロチップ情報登録システムと更に効率的かつ合理的に連携することなどを念頭に置くこととされていることを踏まえ、以下の表の4パターンを共通化方法の候補としてあげ、検討した。それぞれについての特徴は下記の表に示したとおり。

	説明	業務の効率化			法改正	
		市町村間の通知の電子化 (R6分権)	予防注射履歴の 一元管理 (R7分権)			
①原簿の様式のみ 標準化する方法	自治体のシステムの変更を最小限に抑えるため、登録原簿の送付・取込作業が簡便になるよう、原簿様式の標準化と出力・取込機能の仕様のみを整える方法。	・郵送は不要 ・メールでの送信や出力 取込作業は必要	不可	△	不要	
②共通化パターンB	国が策定した標準仕様書に沿ったシステムを提供する事業者と自治体が契約して利用する方法。(共通化パターンB) (「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」において定められた共通化の基本形)	・郵送は不要 ・メールでの送信や出力 取込作業は必要	不可	△		
③全国統一の畜犬 管理システムを作成 する方法 (共通化パターン A)	各自治体の畜犬管理システムを廃止し、 全国統一の畜犬管理システムを作成し、 全自治体で利用。					
	国管理	全国共通の原簿として国で 管理	・市町村間の通知不要	可能	◎	必須
	市町村管 理	システム内で市町村毎に原 簿を管理する方法	・郵送は不要 ・市町村間での通知は必 要(メールまたはシステ ム内連携)	不可	△	必須 (※要精査)
④犬と猫のマイク ロチップ情報登録 システムを活用す る方法	犬と猫のマイクロチップ情報登録シ ステムのうち、マイクロチップ情報登録犬の 部分を畜犬管理システムとして活用。	・市町村間の通知不要	可能	◎	必須	

(2) 共通化の効果

ア. 共通化後の効果の大きさ

(ア) 国民の利便性の向上

畜犬管理システムの共通化は自治体の管理方法が変更になるものであり、犬の所有者による申請などの事務が変更になるわけではないため、利便性に変化はない。

(イ) 行政の効率化

自治体間の原簿のやりとりの際の郵送等がなくなり、事務負担が軽減される。

イ. 国・地方を通じたトータルコストの最小化

トータルコストの最小化を検討するべく、システム整備費用や事務負担コストを含めて、以下の4パターンについて外部機関に調査を委託し、試算を行った。(5年間累計)

	導入によるコスト影響 (円、税抜) (5年間累計)		業務の効率化			法改正	
			市町村間の通知の電子化 (R6分権)	予防注射履歴の 一元管理 (R7分権)			
①原簿の様式のみ 標準化する方法	+9億~+73億	増	・ 郵送は不要 ・ メールでの送信や出力取 込作業は必要	不可	△	不要	
②共通化パターンB	+84億	増	・ 郵送は不要 ・ メールでの送信や出力取 込作業は必要	不可	△		
③全国統一の畜犬 管理システムを作 成する方法	国 管 理	-17億~-30億	減	・ 市町村間の通知不要	可能	◎	必須
	自 治 体 管 理	(メール連携)					必須 (※要精査)
		-7億	減	・ 郵送は不要 ・ 市町村間での通知は必要 (メール連携)	不可	△	
(ファイル連携)							
		+57億	増	・ 郵送は不要 ・ 市町村間での通知は必要 (システム内連携)	不可	○	
④犬と猫のマイク ロチップ情報登録 システムを活用す る方法	試算不可 (犬猫の区別をつけない設計となっ ているため、犬猫で管理主体を分割する ことは難しい)			・ 市町村間の通知不要	可能	◎	必須

その結果、③の「全国統一システムを作成する方法」のうち、全国で一つの犬情報を管理する方法が最も効果が大きいと試算された。

また、④のマイクロチップシステムを利用するためには、狂犬病予防法に基づく管理、活用する方法とする必要があり、猫の登録情報と情報管理の主体や情報管理方法が異なることとなるが、犬猫の区別をつけない設計となっているため、調査の結果、犬猫で管理主体を分割することは費用が膨大となり、試算が難しいことが判明した。

ウ. 共通化を進めるための調整コストの大きさ

すでに市町村毎にシステムを利用しているため、共通化するためには、改修等に伴うシステム整備費用や登録データの移行等の事務コストを勘案する必要がある。なお、令和6年度に行ったアンケートにおいては、システム整備費用や作業について半数以上の回答で懸念事項としてあげられた。

また、③全国統一の畜犬管理システムを作成する方法や④マイクロチップ情報登録システムを活用する方法においては、狂犬病予防業務全体を見直す必要性や法律の改正を行う必要、費用負担者の整理等の調整が必要となってくる。

3. 共通化の推進スケジュール

(1) 共通化を進める上での課題と対応方策

原簿の様式を整備し、異なるシステムでも CSV 等で連携できるようにすることで、自治体の事務負担をより軽減することが可能となる。そこで、まずはこれまで自治体ごとに異なっていた原簿のデータ項目を標準化し、出力・取込が相互に簡便にできるよう技術的支援を実施する。

加えて、実現に向けては様々な課題はあるものの、トータルコストの観点のみで評価すれば、上記表の4パターンのうち③の全国統一システムを作成し、国で犬の情報を一元管理する方法がトータルコストを最小化することとなるため、実現の可能性を検討する。具体的には、国及び自治体の業務のあり方が大きく変わることになることから、まずは全国統一システム作成後の業務について整理した後、そのフローを踏まえた法令上の課題や情報管理上の課題、費用負担者の整理、自治体の事務を国に移管することの適正性等について検討を実施する。

マイクロチップ情報登録システムとの更なる効率的かつ合理的な連携についても、地方公共団体やマイクロチップ情報の登録等を行う指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）などの関係団体の意見を丁寧に聞きながら、引き続き検討する。

(2) スケジュール

以下のスケジュールを予定しているが、今後の検討や課題抽出の過程で変更する可能性があることに留意されたい。

取組内容の見出し	工程表																				担当府省庁	
	2026年度				2027年度				2028年度				2029年度				2030年度					
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4		
i) 原簿の連携に向けた技術支援																						
ガイドラインの作成																						厚生労働省
ガイドラインの提供																						厚生労働省
ii) 全国統一システムの検討																						
業務フローの整理																						厚生労働省
法令上の課題について検討																						厚生労働省
情報管理に関する課題について検討																						厚生労働省
その他業務整理に際し、抽出された課題について検討																						厚生労働省

※各工程ごとに必要に応じて環境省も協力